

文化財保存 活用地域計画ニューズレター

Vol.5

2024.3

発行 富田林市教育委員会生涯学習部 文化財課

●富田林市文化財保護審議会に計画(素案)を提示しました

12月25日(月)に開催された市文化財保護審議会において、文化財保護法の規定^(※1)に基づき保存活用地域計画の素案を提示しました。

審議会でご頂いたご意見を、できるだけ計画に反映し、改めて提示することとしました。

【主なご意見】

- ・「歴史的文化資源」や「未指定文化財」といった言葉の定義について
- ・計画で取り上げている寺内町は、周辺の豊かな農村地域に支えられて発展していくことがあまり書かれていないのでは
- ・生活空間型観光という言葉の出典は

※1 文化財保護法第183条の3

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

●文化庁の現地訪問が行われました



2月14日(水)、文化庁で保存活用地域計画を担当されている調査官による現地訪問が行われました。

市内の主要な文化財の現状、課題などを市の担当者から説明し、計画にどのように記載されるかの確認が行われました。

●令和5年度第3回策定協議会を開催しました

令和6年2月19日(月)に、市役所会議室で令和5年度第3回富田林市文化財保存活用地域計画策定協議会を開催しました。前回の委員会や文化財保護審議会でご頂いたご意見を、計画素案にどのように反映したかを説明し、さらなるご意見をお聞きしました。



【主なご意見】

- ・寺内町の保全是、地域の方々が頑張ってきたという歴史について触れておいてほしい
- ・取組主体としての「企業団体」のイメージ
- ・措置の表に書かれている取り組み時期の見直し
- ・その他、誤字や数値の修正、図表や写真の取り扱い

●今後の予定

4月中	パブリックコメントの実施(1か月間)
5月頃	令和6年度第1回策定協議会 令和6年度第1回文化財保護審議会
6月頃	文化庁との協議
8月	計画書(案)を文化庁に提出
11月	文化庁に計画の認定申請
12月	計画認定